

マイナンバー制度開始に向けた産業界の準備について

平成 27 年 3 月 11 日
商務情報政策局

1. マイナンバー制度の概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が平成 28 年 1 月 1 日に施行されることにより、住民票を有する全員に固有の番号（マイナンバー）が付番されるとともに、番号を記載したカードが、平成 27 年 10 月以降、個別に配付されることとなる。マイナンバーは、税・社会保障・災害対策の行政手続で利用されることとなっており、具体的には、税務関係、社会保障関係の書類において、マイナンバーの記入が求められることになる。

これにより、全ての事業者（全法人、全個人事業主）において、従業員のマイナンバーの把握や書類への記載などが義務化されるため、業務フローの変更や情報システム改修などの対応が必要となる。

しかしながら、現時点で、産業界では制度対応の必要性が十分に認識されておらず、多くの企業が対応策の検討を開始していないことから、来年 1 月以降、事業者の適切なマイナンバーの管理が行われないおそれがある。

2. 業界団体への依頼事項

各業界団体におかれても、機関誌掲載や説明会開催等により、会員企業等に対し、マイナンバー制度開始に向けた準備を早急に開始するよう働きかけを行っていただきたい。

マイナンバー制度の広報は、一義的には制度所管省庁である特定個人情報保護委員会及び社会保障改革担当室が行うものであるが、多くの業界及び中小企業を所管する経済産業省としても、これら制度所管省庁と協力しつつ、積極的に広報を担っていく。また、業界団体が行う普及活動に対して、資料の提供や、制度所管省庁に説明員派遣を行うよう働きかけを行う等の支援を行う。

3. 民間事業者において対応が必要な事項

対応が必要となる税・社会保障に係る事務の特定及び業務フローの検討

必要な情報システム等の改修

マイナンバー取扱規程などの規程類の整備

マイナンバーの取扱いに関する基本方針、取扱規程など

従業員及びその扶養家族のマイナンバーの把握

把握したマイナンバーに対する安全管理措置の実施

組織体制、担当者の監督、区域管理、漏えい防止、アクセス制御など

なお、従業員の数が 100 人以下の事業者は、特例として、必要な安全管理措置を比較的簡便なものとしてもよいこととなっており、詳細は未定

税・社会保障に係る書類へのマイナンバーの記載

報酬等に係る支払調書、源泉徴収票、社会保障関係手続など

また、従業員等に対し、通知カード受領後の適切な保管を徹底するための教育も必要。

(参考)マイナンバー広報関連資料

内閣官房社会保障改革担当室及び特定個人情報保護委員会が作成したマイナンバー制度の広報資料は以下の通りです(平成27年3月11日現在)。事業者の対応については、又はをご覧下さい。

<マイナンバー制度開始に関する国民向け広報資料>

マイナンバー広報資料 サマリー版(1ページ)

URL:http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/kouhou_sumally.pdf

マイナンバー広報資料 全体版(10ページ)

URL:http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/kouhou_zentai_h2702.pdf

マイナンバー制度、はじまります。(2ページ)(マイナンバーガイドラインに関する業界説明会要望受付も記載)

URL:<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/141126kouhou.pdf>

<マイナンバーの制度の詳細についての説明:事業者向け>

マイナンバー社会保障・税番号制度概要資料(28ページ)(マイナンバー制度概要の説明)

URL:http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/h2702_gaiyou_siryou.pdf

番号制度導入によるメリット(9ページ)

URL:<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/250301merit.pdf>

<マイナンバー制度に向けた事業者の対応の説明>

マイナンバー社会保障・税番号制度 民間事業者の対応(平成27年2月版)(32ページ)

(マイナンバー制度概要、対応が必要となる具体的な税務・社会保障制度の説明)

URL:http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/koho_h2702.pdf

マイナンバー社会保障・税番号制度民間事業者の対応【説明文入り】(平成27年2月版)
(32ページ)(の解説版)

URL:http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/koho_setumei_h2702.pdf

<事業者が遵守すべき安全管理措置に関するガイドラインの概要>

社長必見 ここがポイント マイナンバーガイドライン(事業者編)(平成27年2月版)
(5ページ)

URL:<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/270213shacho.pdf>

はじめてのマイナンバーガイドライン(事業者編)(平成27年2月版)(8ページ)

URL:<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/270213mynumberguideline.pdf>

中小企業向け はじめてのマイナンバーガイドライン(平成26年12月版)(9ページ)

URL:<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/270213chusho.pdf>

マイナンバーガイドライン入門(事業者編)(平成26年12月版)(16ページ)

URL:<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/270213guideline.pdf>

(以上)